

平成23年度 使用済製品等のリユース促進事業 実施計画(案)

1. 事業の目的と概要

使用済製品の3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、リサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法や資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、一定程度進展しつつある一方で、製品の適正な継続使用の促進を通じた廃棄物の減量化（リデュース、リユース）については、より一層の促進が必要とされている。特に、リユースについては、昨今の経済状況の変化により、新しい市場として注目を浴びているところである。

平成22年度より「使用済製品等のリユース促進事業研究会」を設置し、環境保全上の効果の点からも推進することが望ましいリユースに関する様々な取組の活性化を図るため事業を実施しているところである。

本年度の事業では、市町村とリユース業者との連携によるリユースモデル事業の実施、他の業界におけるリユースの事例調査を行い、リユース業者の優良化の検討等を通じて、今後のリユース推進に向けた課題や支援策を検討することを目的とする。

具体的には以下3つの調査・事業を予定している。

- － 1 市町村とリユース業者との連携によるリユースモデル実証
- － 2 他の業界におけるリユース事例調査（リユース業者との連携事例など）
- － 3 リユース業者の優良化の検討

2. 実施内容・計画（案）

2.1 市町村とリユース業者との連携によるリユースモデル事業

(1) 事業の概要・狙い

平成22年度の調査より、市町村が収集する粗大ごみ等の1～2割程度が、中古品として利用が可能とのデータが得られており、使用済製品等のリユース（再使用）を促進することにより、廃棄物の処分量の削減が期待できると考えられる。

一方、市町村において使用済製品等のリユースを促進するには、市町村の人員等の体制や保管場所、ノウハウ等の不足についての対応が必要との指摘がなされている。この対応策の一つとして、リユース業者の知見を活用することが考えられる。

本年度は、市町村とリユース業者が連携し、使用済製品等のリユースを進めるモデル事業を実施する。この事業を通じ、使用済製品等のリユースの取組の実施に係る効果の評価、課題の整理及び対応策の検討等を行い、今後の使用済製品等のリユースに関する施策等に活かすこととする。

モデル事業に参加する自治体は、環境省にて全市町村に対して通知の上、募集を行った。モデル事業の実行性や具体性、参加市町村の規模や地域バランス等を勘案して、6～7自治体にて実施する予定である。（詳細は現在調整中）

図表 1 市町村における使用済製品等のリユース推進時の課題・問題点と
リユース業者との連携による効果（例）

リユース推進時の課題・問題点	リユース業者との連携による効果（例）
排出者のリユース意向確認	リユース業者が直接、取引を行うことで不用となる
製品の品質保証が出来ない	リユース業者が他の取扱い製品と同様に品質保証を行う
リユース品の需給バランスの調整	リユース業者が需給バランスの調整を実施
保管スペースの不足	保管スペースは不用となる
収益構造の改善	リユースに関連する支出が減少し、販売収益が入る
ノウハウ・人員の不足	リユース業者がノウハウ・人員を担う

(2) モデル事業の概要

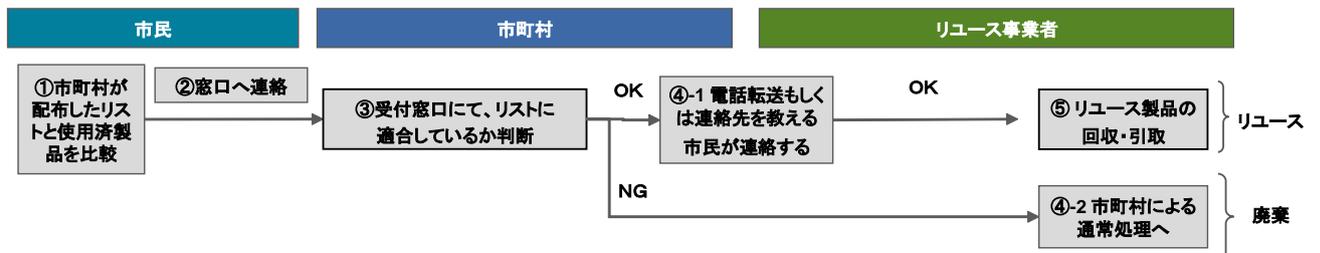
リユースモデル事業の実施形態としては、以下のような形式を想定しているが、詳細については参画市町村・リユース業者と調整の上、個別に定めることとする。

1) 受付窓口設置方式

リユースの対象とする品目や条件（年式、傷など）を市町村に予めリスト化・公表し、これに該当する物を排出する申し込みが市町村にあった場合、粗大ごみ回収車ではなく、リユース業者が回収に向かう。

（具体的な情報・製品の流れ（イメージ））

市民（排出者）はリユース対象となる品目・条件のリストに合致する製品があった場合に、受付窓口へ連絡する。受付窓口では、リユース業者と協力して作成したリストをもとに市町村がリユースの可否を判断し、リユースが可能だと判断できた場合は、リユース業者へ連絡を行う。その後、改めてリユース業者による確認が行われ、回収・引取となる。

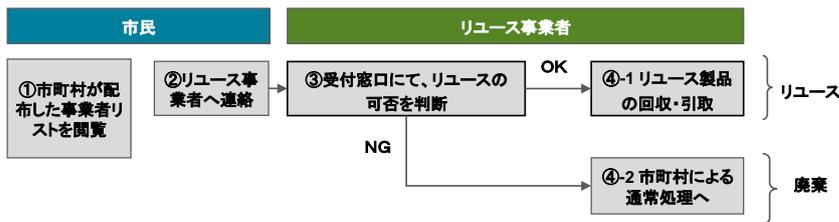


2) 地域内事業者リスト方式

市町村が、地域内のリユース業者をリストアップして紹介の冊子を作成して各世帯に配布、ごみとして出す前にこれらリユース業者の活用をアピールする。

(具体的な情報・製品の流れ (イメージ))

市民が市町村から配布されたリストを閲覧し、リユース業者へ直接、連絡をする。リユース業者は受入可能な場合は、回収・引取りを行い、引取不可の場合は、市民に改めて市町村へ粗大ごみ等処理の連絡を依頼する。

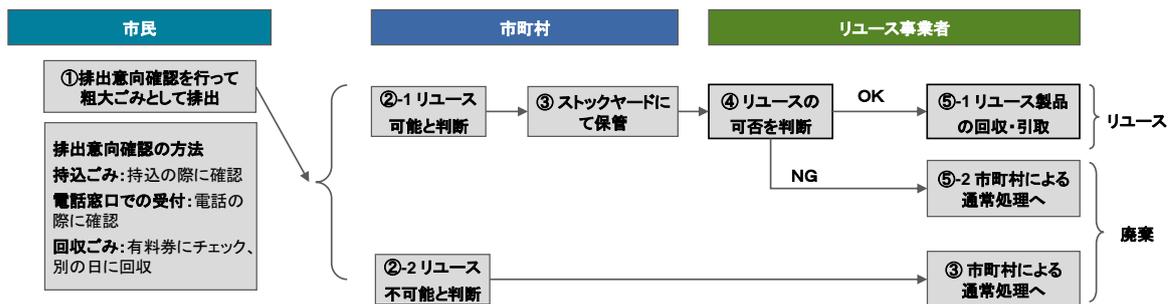


3) 市町村回収後選別方式

市町村が粗大ごみ等として回収した物について、リユース業者が市町村のストックヤードで検品し、市場流通可能と判断したものを市町村から買い取る。

(具体的な情報・製品の流れ (イメージ))

市民から「リユースしてもよい」との意向を確認できた粗大ごみ等のうち、市町村がリユース可能と考えられるものを選別・ストックヤードで保管する。保管したもののうち、リユース業者がリユース可能だと判断した製品を回収・引取る。リユース不可と判断された製品は通常の粗大ごみ等の処理を行う。



(3) モデル事業実施時の留意点

各方式を実施する上で、排出者のリユース意向確認、リユース可否の判断方法など、それぞれ留意すべき点が異なるため、各方式にて検証を行う。

図表 2 各方式を実施する上での個別の留意点 (例)

	1) 受付窓口設置方式	2) 地域内事業者リスト方式	3) 市町村回収後選別方式
排出者の意向確認が 出来ているか?	市町村またはリユース業者 が受付窓口で確認可能	排出社が直接リユース業者 へ連絡するため、確認可能	<u>排出者の意向を どのように確認するか 個別に検討が必要</u>
リユース品の判断を どのように行うか?	受入リストを元に <u>受付窓口で判断する必要あり</u>	直接リユース業者が判断	直接リユース業者が判断
販売・譲渡を どのように行うか?	<市町村が仲介し、 排出者と事業者間取引> <u>受入リストとリユース品の 齟齬が発生する可能性</u>	<排出者と事業者間取引> 通常の商取引 (処理手数料等の発生しな いリユース品の取引)	<市町村と事業者間取引> 頻度・費用等は個別調整
共通する留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携するリユース業者の適切な選定 ・ 排出者へのモデル事業の周知・広報、利用を促すことが必要 ・ 排出者からのクレームへの対応 (何らかのトラブルが発生した場合) 		
各方式の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入リストの作成方法 ・ 受付窓口での受付手順 ・ 受付担当者の教育 ・ 市町村とリユース業者の連絡方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リストに掲載するリユース業者の募集方法及び掲載基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出者意向確認の方法 ・ ごみではなく、リユース品として取り扱うための回収方法の検討 ・ スtockヤードの確保

(4) 効果の測定

モデル事業を通じて、リユースされた量を把握し、廃棄物の発生・処理量削減効果、市町村の廃棄物処理コスト削減効果を考慮し、併せて、本モデル事業を活用した市民や事業期間中に使用済製品が発生したが本事業を活用しなかった市民に対してアンケートを行い、リユース推進上の課題等を整理する。

市町村においてリユース業者と連携して、リユースを推進することの意義・効果としては、「住民のリユースに関する意識向上」、「廃棄物の発生抑制・処理量の削減」、「住民の利便性向上」が挙げられる。これらの効果をアンケート調査、インタビュー調査などより把握を試みる。

図表 3 市町村等がリユース促進することによる効果

<p>○市町村がリユースを率先的に進めることにより、住民に対してリユースの概要・重要性についての情報提供を行うことができるとともに、廃棄物・3R対策に対しての普及啓発が推進される。</p> <p>○粗大ごみ等をリユースすることにより、廃棄物の発生が抑制され、破碎・焼却・最終処分量等の削減ができる。また、併せてその費用の削減ができる。</p> <p>○粗大ごみ等をリユース業者に引き取ってもらうことで、住民はコストがかからずに不用品を処理することができ、また、販売することで所得を得ることができる。</p>

2.2 他の業界におけるリユース事例調査（リユース業者の連携事例など）

(1) 調査の概要・狙い

リース・レンタル業、引越業¹、ビル管理業など、使用済製品が一定量発生する可能性がある事業者とリユース業者の連携事業の事例を抽出、状況の調査を行い、廃棄物削減効果やリユース拡大に向けた課題等の整理を行う。

また、新製品を販売する小売店やメーカーにおいて、リユースに積極的に取り組んでいる事業者も存在する。これら事業者のリユースの取組の概要を把握し、新製品市場と中古品市場との関係についても事例調査より把握を試みる。

(2) 調査内容（案）

1) リユース業者と他の業界の連携事例調査

リース・レンタル業、引越業、ビル管理業などにおいては、リユース業と連携することでそのままでは廃棄物として処理されていた使用済製品をリユースすることができる可能性がある。

平成 22 年度のアンケート調査において、リユース業との連携状況・意向、連携時に求める要件などを把握しているが、詳細な事例調査を行う。

図表 4 リユース業者と他の業界の連携事例調査の概要

【調査対象】 <ul style="list-style-type: none">・リユース業者と連携しリユース促進を図っている「リース・レンタル業」「引越業者」「ビル管理業者」 5～10 件程度
【調査方法】 <ul style="list-style-type: none">・インタビュー調査
【設問項目（案）】 <ul style="list-style-type: none">・連携事例の概要 (体制・役割分担、情報の流れ、ものの流れ、金銭の流れなど)・取組みの経緯・きっかけ (顧客からの意見、連携先事業者からの提案など)・リユース事業の成果について (取扱量、顧客からの反応（サービス向上）など)・リユースできない製品の処理・処分の方法について (廃棄の状況、委託先について)・連携先事業者を選定した理由・リユース業者への要件 (コンプライアンス、コスト、実施体制・サービス内容など)・今後の事業展望 (事業拡大の計画、他の地域・サービスへの展開予定など) / など

¹ 引越においては、廃棄物の処理はあくまで引越依頼者の責任で処理するものであり、引越業において使用済製品が発生するものではない。

図表 5 リユース業者と他の業界の連携事例（調査対象（案））

【リース業×リユース業の連携事例】

	連携事業者	取組概要
オフィス用品の買取・処分サービス	リユース業者、各リース会社、引越等を予定する事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスで発生した様々な使用済製品を取り扱う。 ・印刷機・複合機などのリース品なども取り扱う。 ・中古品販売時には保証を付け販売。

【ビル管理業×リユース業の連携事例】

	連携事業者	取組概要
賃貸マンション不用品買取・販売サービス	管理会社 リユース業者	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸物件入居者に不用品買取サービスとリユース家具の販売サービスを実施。 ・住民は引越時の不用品の処理、入居時のリユース家電購入などのサービスを受ける。
マンション出張買取（グループ企業）	グループ企業 （管理会社、リユース業）	<ul style="list-style-type: none"> ・不用品のマンション出張買取サービスを実施。 ・グループ内の管理会社・リユース業者で連携。 ・居住者サービスにもつながっている。
マンション出張買取	管理会社 リユース業者	<ul style="list-style-type: none"> ・不用品のマンション買取サービスを実施。 ・マンション内に会場を設けて買取サービスを実施。住民は引渡の手間・費用が不要となり、マンション管理会社はサービス向上、リユース業者は効率的な仕入れが可能となる。

【引越業×リユース業の連携事例】

	連携事業者	取組概要
引越前リユースサービス	引越業、リユース業者 A、リユース業者 B	<ul style="list-style-type: none"> ・引越しをする前に不用品の買取・回収を行い、荷物を削減、引越料金を低減。出張買取サービスにより不用品を回収、リユースまたは再資源化する。 ・多くの消費者が、引越時に行政等へ粗大ごみなどで廃棄処分しているが、引越前に引き取ることで、リユースの促進によって資源有効活用につながる。
引越時に発生した不用品買い取り（グループ企業内）	グループ企業内（引越業、リユース業者）	<ul style="list-style-type: none"> ・引越しで引取った品々を安く提供することができる。 ・不用品は買取ではなく無料引き取り。それ以外は有料にて廃棄処分を承る。 ・無料引き取りしたものは、インターネットで販売。
引越時に発生した不用品買い取り（複数引越業と）	複数の引越業、リユース業者	<ul style="list-style-type: none"> ・東京 23 区・横浜・川崎が中心の引越業者がリサイクル品を買取・販売。引越費用と不用品買取費用を同時に見積もる。 ・買い取ったものは、低価格で提供するため、あえてインターネットのみで販売。

2) 新製品を主に扱う事業者におけるリユース事例調査

小売店、メーカーなど従来新製品を販売・製造することを中心に事業を行っていた事業者が、使用済製品の引取・買取、修理・再生、リユース品の販売などに取り組んでいる。

リユースの取組みの経緯・きっかけ、リユースを促進することによる新製品販売・製造への影響・効果などを把握する。

図表 6 新製品を主に扱う事業者におけるリユース事例調査の概要

<p>【調査対象】</p> <ul style="list-style-type: none">・新製品の販売を主業とした小売店、新製品の販売を主業としたメーカーにおけるリユースの取組み事例 3件程度
<p>【調査方法】</p> <ul style="list-style-type: none">・インタビュー調査
<p>【設問項目（案）】</p> <ul style="list-style-type: none">・リユースの取組みの経緯・きっかけ・リユース事業の成果について (取扱量、顧客からの反応（サービス向上）など)・リユースできない製品の処理・処分の方法について (廃棄の状況、委託先について)・リユースによる主業（新製品販売）への影響・効果について・他のリユース業者との連携可能性、連携時の要件など (コンプライアンス、コスト、実施体制・サービス内容など)・今後の事業展望 (事業拡大の計画、他の地域・サービスへの展開予定など) / など

図表 7 新製品を主に取扱う事業者におけるリユース事例（調査対象（案））

【小売業の参入事例】

	事業者	取組概要
書店による古書の売買	新刊を取扱う書店	<ul style="list-style-type: none"> ・新刊を主に扱う書店における中古書籍の買取・販売。 ・中古本買取・販売を行う事業を2010年より展開。 ・新刊販売の実績・データを用いて、売れ筋商品には高い買取価格をつける。 ・利用者満足度を高め、商品を集めることができる。
自社製品専門のリユース品を販売	通信販売会社、同社専門のリユースショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・自社で販売した製品専門のリユースショップを展開。 ・通信販売で購入された商品で不用になったものを買取る。不用品は宅急便等で受け付ける。 ・点検・整備・清掃等を経て、1年間の無料品質保証をつけて販売。店舗は有さず、インターネット販売のみ。 ・中古品のほかB級品・返品再生品・在庫品なども販売。

※書店におけるリユース品（古本）の取扱い事例は複数存在する。

※また、百貨店における衣類・ブランド品の買取・リユースの事例、家電量販店における生活家電を中心にリユースの事例も存在する。

【メーカーによる中古市場への参入事例】

	事業者	取組概要
PC メーカーが中古品を再生販売	PC メーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・自社製品を対象とした中古PCの販売。 ・顧客から不用となったPCを買取り、データ消去、外観クリーンアップ、OS・ソフトウェアのインストールなどを行って販売。 ・個別の買取り、買替え時の引取サービスなどを実施。 ・低価格品を求めるニーズに対応。

2.3 リユース業者の優良化に関する検討

(1) 検討の概要・狙い

リユースの推進に当たっては、排出者が安心して使用済製品を引き渡せる受け皿が必要不可欠であり、このような受け皿になり得る健全なリユース業の育成が必要であるとアンケート等の既往調査で指摘されている。

このため、環境保全、品質保証、トレーサビリティ確保及びコンプライアンスの観点を含め、リユース業者における自主的基準、優良事業者支援の仕組み等、更なるリユース促進策について検討する。

検討方法は、リユース業界団体等との意見交換を通じ、リユース業者の優良化に向けた取組の状況や課題・今後の方向性などについて整理、その結果を本研究会に報告し検討することとする。

(2) 具体的な検討内容

1) リユース業界における取組み等の現状把握

① 各業界団体における優良事業者支援策の把握・情報共有

リユース業界団体（JRCA、JRO、JRAA）においては、優良事業者への支援として、認証ガイドラインの策定、電子マニフェストシステムの構築、リユース検定制度などの取組みを自主的に進めている。

各団体が進めているこれまでの取組み成果、今後の方針などを相互に情報共有し、リユース業界が今後進めるべき推進方策を検討する際の一助とする。

② 一般消費者、他の業界がリユース業者に求める要件の整理

平成 22 年度にリース・レンタル、引越、ビル管理に対して実施したアンケート調査結果では、各業種ともリユース業者に対して「第三者による優良事業者の認定」、「すぐに引取に来てもらえるサービス」といったことを求めていることが把握された。

これら既往調査結果を活用し、一般消費者、リユース業者と連携の可能性がある他業種（リース・レンタル、引越、ビル管理など）が、リユース業者に求める要件を整理し、リユース業界団体に求められている要件を明らかにする。

2) 関連事例からの推進策の検討

① リユース業者と他の業界とのリユース事例の調査

「リース業×リユース業」「引越業×リユース業」「ビル管理業×リユース業」など、他の業界とリユース業者との連携事例を調査し、連携が成立した要因を導出し「排出事業者がリユース業に求める要件」を整理する。(詳細は前述2.2 参照)

② 他のサービス業界団体による優良事業者認定の取組み

リユース業界以外のサービス業においても、業界・事業者の優良化を図るための取組みが実施されている。

他のサービス業界団体における優良事業者認定の取組みについて、官庁の役割、経緯や取組内容等に着目し、今後リユース促進に向けて業界として実施すべき促進策の参考事例として整理する。

3) リユース業界として取組むべき課題や更なる推進方策の検討

上記の結果を踏まえ、環境保全、品質保証、トレーサビリティ確保及びコンプライアンスの観点を含め、リユース業者における自主的基準、優良事業者支援の仕組み等、[リユースの更なる促進策について検討する](#)。

(以上)